

「身寄りがない人への医療行為の同意に関する実態把握のための調査」を踏まえた医療に係る意向表明文書についての高齢者等終身サポート事業者の関わり方 概要

1 主旨

- 「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」において、提供するサービスの一例として「医療に係る意思決定の支援への関与」が挙げられているように、**事業者においては、身寄りがない高齢者等が医療を必要とする場合に備え、意思が明確な段階から事前に作成した書面を保管するなど、本人の意思を伝達する関わり方が想定**されている。これを踏まえ、高齢者等終身サポート事業者に実態調査を行い、**事業者が、利用者の医療に係る意向表明文書の取り扱いおよび作成支援を行う際の留意点**をまとめた。

2 基本認識

- (1) 医療同意は第三者に同意権限はないと考えられている
- (2) 意向表明文書の作成主体は利用者本人であること
- (3) 意向は状況によって変化すること
- (4) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」など関連ガイドラインを踏まえること

3 意向表明文書の取り扱いと作成支援についての留意点

- (1) 作成のタイミング
 - ・ **利用者本人の意思に基づくことが前提**
 - ・ 意向表明文書の作成を契約の条件とする等の**作成を強要するようなことは行うべきではない**
- (2) 作成支援の具体的な留意点
 - ・ 事業者自身がACP等への理解を深める
 - ・ 利用者がACPについての知識を得られる機会を提供
 - ・ エンディングノート等を活用するなど**丁寧な話し合いに基づく作成支援**
 - ・ **利用者が希望する人が同席してチームで十分に相談**
 - ・ 利用者の了承のもとで医療・介護従事者が同席
 - ・ 意向表明の要点を、箇条書き等、具体的な表現でまとめることは有用
 - ・ **本人の意向が形成されたプロセスや、その意向の背景にある価値観や選好についても記載することが重要**
- (3) 意向表明文書の適切な活用
 - ・ 適時の意向表明文書の共有
 - ・ 緊急時に**緊急連絡先**等をわかりやすくする手段の提供

4 意向表明文書の内容についての留意点

- (1) **本人の意向の背景を理解**するための項目を例示
 - ・ 人生において大切なこと（家族、友人、趣味、宗教等）
 - ・ 人生に喜びをもたらすものや最も楽しみにしていること（食事、旅行等）
 - ・ 大きな決断をする際の傾向（相談者等）
 - ・ 最期に過ごしたい場所や会いたい人
 - ・ その他利用者が意向表明を希望する事項
 - ・ **医療・ケアチームに相談して欲しい人（連絡先を含む）**
- (2) **想定している場面**に関する**具体的**な記述
 - ・ 表明された本人の意向が、どのような場面を前提としているのかを明確にしておくことは、医療・ケアチームが本人にとっての最善の方針を決定する際にも有用であり、またトラブルの予防に資する

5 意向表明文書作成後の支援

- (1) 意向表明文書の更新
 - ・ **適時の意向の再確認や更新**が望ましい
 - ・ 定期的な面談の機会の活用
 - ・ **変更等の背景や理由も確認**し、意向表明文書に記載又は事業者側で記録
- (2) 意向表明文書の保管
 - ・ 基本は、利用者およびその家族等、事業者が保管
- (3) 意向表明文書の共有
 - ・ **医療行為等に関する意向表明文書は医療機関との共有が重要**
 - ・ 家族等への共有も重要
 - ・ 本人の了承を得た上で、共有する者およびタイミング等を決める
- (4) 活用時点での意向の確認
 - ・ **実際に医療行為が必要となった時点の本人の意向を尊重すべき**
 - ・ その時点で本人が意思表示を明確にできない場合、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参照のうえ支援